

入札上の注意

入札にあたっては、以下の項目を厳守すること。

- ①代表者あるいはその代理人（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法、大和郡山市契約規則、その他関係法令及び仕様書その他契約に必要な条件を承諾の上、入札すること。
- ②入札参加者は、必ず入札に出席すること。
- ③入札時刻に遅れたり、入札会場に現れなかったりした場合は失格となり、入札に参加できない。
- ④入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはいけない。
- ⑤入札参加者は、入札書を作成し、表に件名等を記した封筒に入れ、指定された場所に提出すること。入札書は有資格者にのみ確認通知書と同時に送付する様式を使用すること。
- ⑥代理人が入札する場合は、開札前に有資格者にのみ確認通知書と同時に発送する委任状を提出すること。
- ⑦入札書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。なお、記載事項を訂正する場合は、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し押印すること。ただし、金額の訂正は認められない。
- ⑧提出された入札書は、引換又は変更若しくは取消をすることはできない。
- ⑨以下の各号の一つに該当する場合は、入札の執行を延期、停止し、または中止することがある。
 - 一 入札の公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正利益を得るために協力したものと認めるとき。
 - 二 その他市長及び教育長が必要と認めるとき。
- ⑩以下の各号の一つに該当する入札は、無効とする。
 - 一 入札に参加する資格のない者のした入札
 - 二 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
 - 三 同一の入札について2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - 四 同一の入札について他の入札参加者の代理人となった者のした入札
 - 五 談合その他不正行為によって行われたと認められる入札
 - 六 入札者の記名押印のない入札、若しくは金額その他の記載が脱落、若しくは不明瞭で確認できない入札または金額を訂正した入札
 - 七 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
- ⑪予定価格以内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ⑫落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- ⑬入札執行回数は2回までとする。2度目の入札に必要な入札書、封筒、印鑑等も持参すること。

- ⑭ 2 回の入札を執行しても落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合は、2 回目の入札の入札金額が低い者から協議を行い、予定価格内の価格を提示した者と随意契約を行う。
- ⑮ 入札参加者は入札後、入札説明書その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑯ 入札を辞退する場合は、辞退届を入札時刻の 6 0 分前までに入札担当課に提出すること。辞退届が提出されない場合は失格とする。なお様式は自由とする。